

# 資料

文教こども委員会  
(こども家庭局)  
令和元年8月23日

「第2回神戸市敬老優待乗車制度・福祉乗車制度のあり方検討に関する有識者会議」の開催結果について

## 1. 開催趣旨

兵庫県バス協会からの要望を受け、現行の敬老優待乗車制度・福祉乗車制度の課題や今後の見直しの方向性について、専門的な見地から意見を聴取し、長期的に維持し得るための制度のあり方について検討する。

## 2. 開催日時・開催場所

令和元年8月16日（金曜）16時から17時58分  
神戸市勤労会館2階多目的ホール

## 3. 議事内容

敬老優待乗車制度・福祉乗車制度のあり方検討について

## 4. 委員（50音順・敬称略）

赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
植戸 貴子	神戸女子大学健康福祉学部教授
植村 武雄	小泉製麻株式会社代表取締役会長
上村 敏之	関西学院大学学長補佐・経済学部教授
大和 三重	関西学院大学人間福祉学部長
神原 文子	神戸学院大学現代社会学部長
正司 健一	神戸大学学長顧問兼経営学研究科教授
中村 順子	認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長

## 5. 委員の主な意見

### ○福祉バス（母子世帯）

- ・経済的支援の1つとして、母子世帯に福祉乗車証を交付してきたということだが、経済的支援というのは就学・就労などの支援だと考えられ、買い物やレジャーまでカバーしてしまうのはどうなのか。経済的支援なのであれば通勤・通学をメインにすべきではないか。
- ・母子世帯だけを対象にしているので、父子世帯が入っていないのは不公平であり、使える交通機関が限られているということと、利用の地域間格差が大きいということも、経済的支援ということでは不公平である。
- ・対象者の多くが貧困層であることを考えると、将来に向けての自立支援とか、ひとり親世帯の子どもたちに対して等しく支援するということであれば、他の施策への方向転換ということもあるのではないか。
- ・もし、福祉バスのような制度を続けるのであれば、父子世帯に適用拡大をして、定期券の補助という形にする方が、制度目的に合致した形に出来るのではないか。

## ○制度の目的等

- ・敬老バスも福祉バスも、同じ「社会参加の促進と移動支援」を目的とした制度であるが、高齢者の社会参加と障害者の社会参加は異なっている。高齢者の場合は交流などが目的であるのに比べて、障害者の場合は通院や事業所に通うなど生活そのものの維持のために必要という部分が外せない。敬老バスと福祉バスの制度目的は分けて考えるべきである。

## ○対象交通機関等

- ・社会参加では長距離で移動するというのはそぐわない感じがする。
- ・近郊の居場所づくりということが目的とすると近距離移動ということで、現在のバスをメインとした体系の交通機関にするのが望ましい。
- ・市内で出来るだけバランスよく制度が使えるようになればいい。

## ○敬老バス

- ・制度発足当時は高齢者の割合が数%という時代であり、どんどん対象の割合が増えてしまっているという状況がある。全体の人口が減っていく中でその点は意識しておかないと、持続可能な制度にはなっていかない。
- ・高齢者の社会参加としては、ボランティア活動などをしたときにインセンティブを与えるといった、いわゆる活力を生むような前向きなインセンティブで元気に介護予防をしていくというのが神戸市全体としては大切であり、そういう施策をもう少し前面に出して、敬老バスと棲みわけるというようなことが必要だと思う。

## ○敬老バス（敬老無料乗車券）

- ・敬老無料乗車券は、他市では行っているところが少ないということや、不正利用を防ぐことが非常に困難ということに加え、交付者数も増えてきており、このままでは制度自体に持続可能性がないというところが問題なので、思い切ってカットをするとか、やめてしまうということも考える必要がある。
- ・予算規模を考えても、当初の2倍近くになっており、敬老無料乗車券が本当に必要なのか、あるいはほかの福祉政策の中での支援に転換していくのか考えた方がいい。
- ・3万円というのが本当に合理的な説明が出来るのかよくわからない。

## ○敬老バス（バス近郊区 110円上限）

- ・地下鉄は半額負担で長距離になれば金額も上がっていくが、バスの長距離は110円上限があり、制度としておかしい。最低限地下鉄とのバランスは考えないといけないのではないか。

## ○福祉バス（障害者）

- ・現時点では、障害者のバスは収入に応じてではなく、現状どおり障害者が無料で利用できる制度を維持し、社会参加を促進すべきである。

## 6. 次回の開催予定

第3回有識者会議 令和元年10月15日（火曜）18時から

## ○交通事業者への負担金について

(単位：億円)

	H30（2018年）見込
神戸市負担金（敬老）	34.4
神戸市負担金（福祉）	15.8
神戸市負担金（敬老＋福祉）	50.1
利用者負担	21.0
合計	71.1

※百万円以下四捨五入のため、合計は一致しない

## ○補償率

## ①現状の考え方

敬老バス補償率＝（神戸市負担金＋利用者負担額）／正規料金

福祉バス補償率＝神戸市負担金／（正規料金－身体・知的障害者割引金額）

敬老バス	福祉バス	合計
86.0%	46.9%	72.5%

※補償率を100%にするために必要な額：約26億円

## ②精神障害者割引を導入

福祉バス補償率＝神戸市負担金／（正規料金－身体・知的・精神障害者割引金額）

敬老バス	福祉バス	合計
86.0%	53.9%	75.9%

## ③障害者割引適用なし

福祉バス補償率＝神戸市負担金／正規料金

敬老バス	福祉バス	合計
86.0%	32.6%	63.1%

※福祉バス（障害者）利用実績

身体障害者：17.8億円、知的障害者：10.4億円、精神障害者：8.4億円

## 敬老バス・福祉バスの制度目的について

### ○制度目的

- 敬老バス 「対象者（70歳以上の方）の社会参加の促進と移動支援」
- 福祉バス 「対象者（障害者や母子世帯の方等）の社会参加の促進と移動支援」

### ○敬老バス

- 制度発足当時は「高齢者に対する感謝の気持ち」ということで、長寿を迎えるまざまな分野で社会貢献してきたことに対する気持ちを表したものと言える。
- 平成6年からは所得制限を実施していたが、平成20年からは利用頻度の差による負担の不公平感が出ないように利用者が乗車時に一定額を自己負担する方式を導入し、所得制限は廃止。
- 高齢者は、常に社会とかかわりを持ち、社会の一員であることを持続する必要がある。地域活動やサークル活動など、高齢者等の社会参加を側面的に支援する一つの方法として敬老優待乗車証がある。近年、生きがい支援に加え、高齢者の就労やボランティア等の参加、また、健康寿命延伸のためのフレイル予防、介護予防、認知症予防など社会参加のための基盤整備が多様に行なわれている。
- 福祉施策かどうかというと、上記の健康対策などは福祉施策でもあり、「敬老」という高齢者を敬うことは広い意味で福祉的概念もある。
- 高齢者に公平で一律の制度であるが、低所得者に対して経済的支援として無料乗車券の発行をしている。

### ○福祉バス

- 障害者に対しては、バスなどを使って遠くに出かけていくということも自立に向けた一つの訓練であり社会参加でもある。
- 平成28年8月に移動支援分科会における障害分野の議論のまとめを神戸市障害者施策推進協議会に報告し、「移動支援施策が障害者の方にとって社会参加の促進につながっていること」「所得制限や利用者の制限については、それらの制度導入は障害者の社会参加を阻害することにつながること」などを確認し、決議した。
- 母子世帯については経済的に厳しい家庭が多い中、移動支援策として、また経済的支援策の一つとして福祉乗車証を交付してきた。主に就労や通学に使われており、経済的支援の意味合いが強い。また、買い物やレジャー等にも利用されている。
- 原爆被爆者、戦傷病者及び中国残留邦人等支援給付世帯については、先の大戦により多くの負担を強いられた方々である。

## 対象交通機関について

### ○現在の敬老バス・福祉バス適用交通機関

市営地下鉄、ポートライナー・六甲ライナー  
神戸市バス、神戸交通振興バス（シティ・ループ線を除く）  
神姫バス・神姫ゾーンバス、山陽バス、神鉄バス、阪神バス、阪急バス  
(高速バスは対象外)

### ○上記以外で神戸を走る鉄道・バス

#### ○鉄道

- ・JR西日本（乗車人員総数 183,539千人（平成29年度））
- ・阪急電鉄（乗車人員総数 48,017千人（平成29年度））
- ・阪神電鉄（乗車人員総数 51,580千人（平成29年度））
- ・山陽電鉄（乗車人員総数 12,744千人（平成29年度））
- ・神戸電鉄（乗車人員総数 20,817千人（平成29年度））
- ・神戸高速線（乗車人員総数 25,179千人（平成29年度））
- ・北神急行電鉄（乗車人員総数 4,542千人（平成29年度））

#### ※参考

市営地下鉄 乗車人員総数 107,045千人（平成29年度）

神戸市から市営地下鉄への負担金支出額は敬老バス：15.8億円、福祉バス：5.5億円

#### 上記の鉄道へ拡げた場合の粗い試算

市営地下鉄への負担金をベース（現状補償率73%）に、上記乗車人員で割合を計算

⇒ 追加で68.9億円 が必要となる。

### ○バス・地域コミュニティ交通

- ・八多町コミュニティバス「はたっこ」
- ・塩屋コミュニティバス「しおかぜ」
- ・みなと観光バス  
など

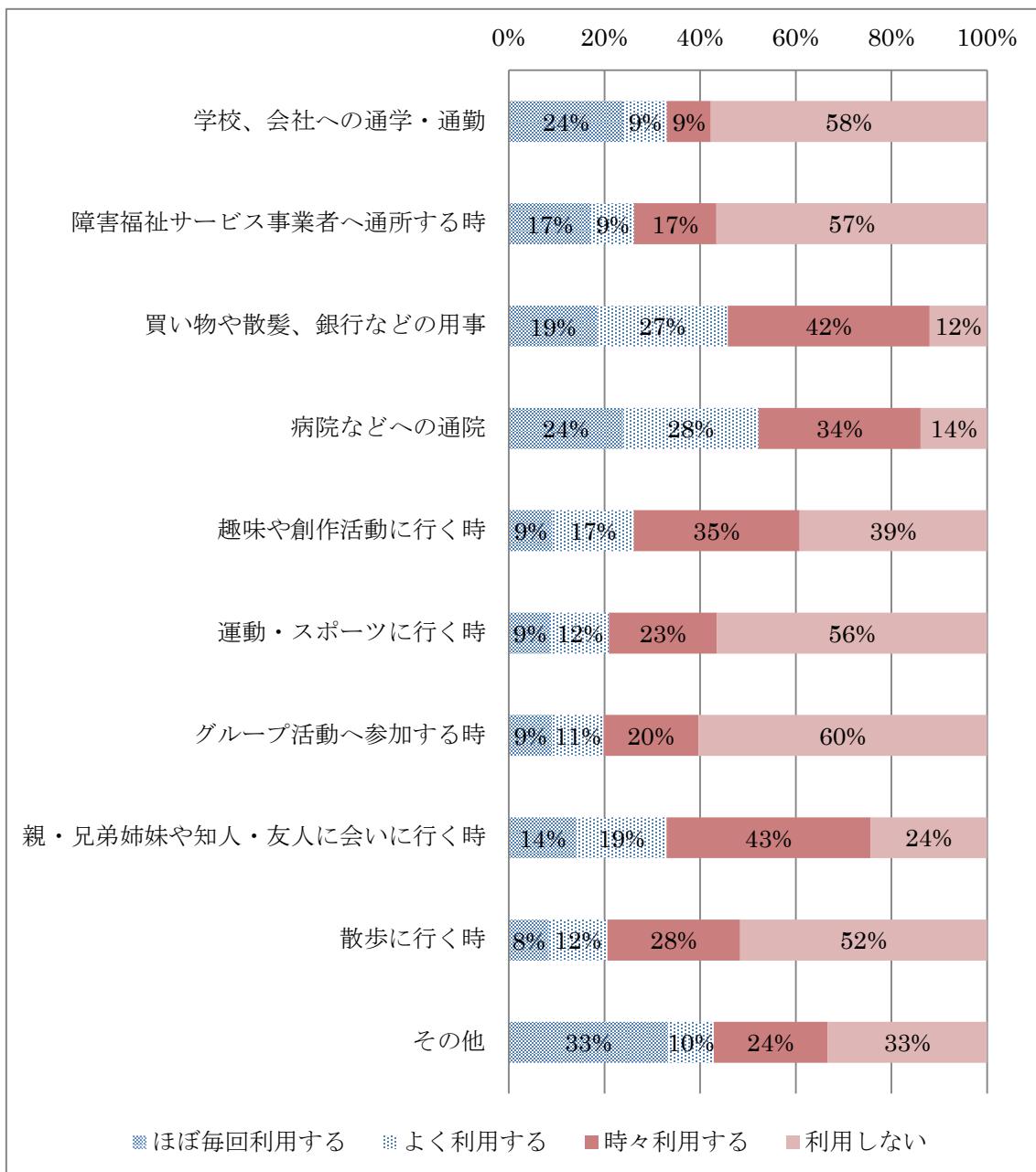
### ○その他の交通機関

- ・タクシー  
など

## 障害者の状況、障害者向け移動支援施策

### (1) 福祉乗車証の利用目的 (n=1,042)

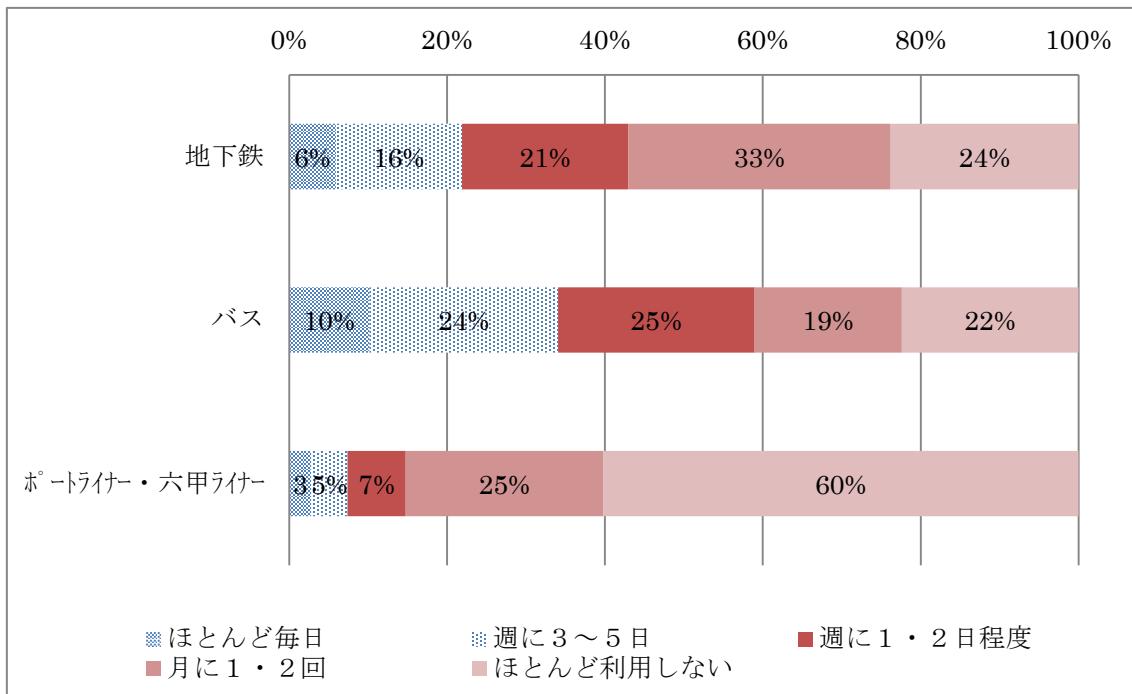
用事や通院目的が多く、次に親兄弟姉妹や知人・友人に会いに行く時が多くなっている。



(出典：平成 25 年度移動支援についてのアンケート集計結果)

## (2) 福祉乗車証の利用頻度 (n=1,042)

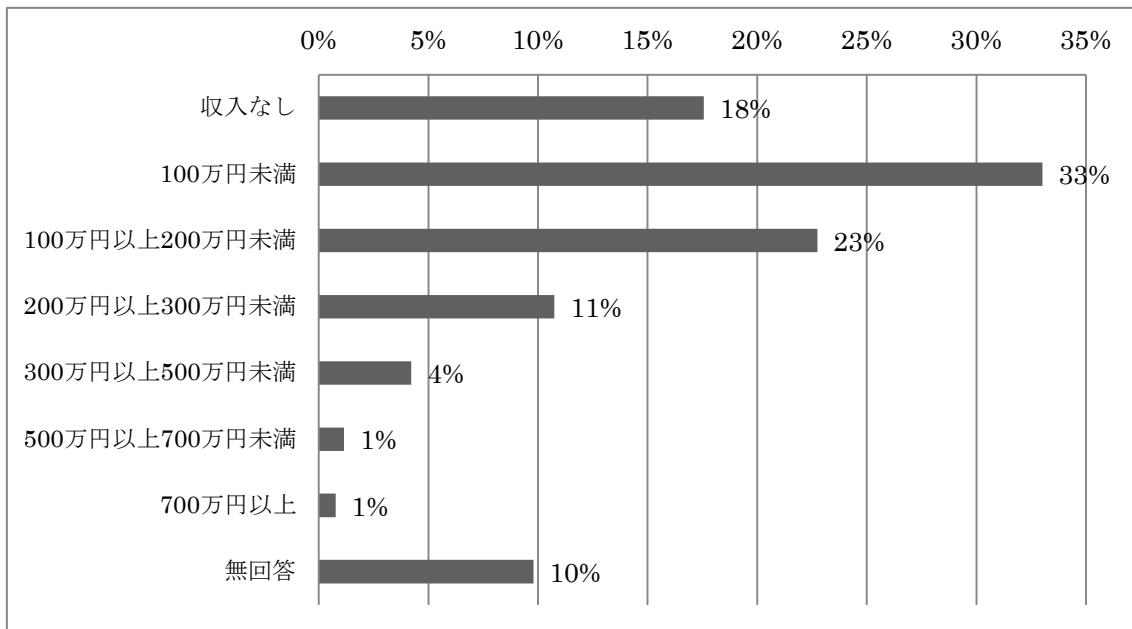
地下鉄・バスについて、ほとんど毎日が、地下鉄6%、バスが10%。週に3～5日が16%、24%。週に1・2日程度が21%、25%。月に1・2日が、33%、19%となっている。ほとんど利用しない方が、地下鉄24%、バス22%となっている。ポートライナー・六甲ライナーについては、ほとんど利用しないが60%となっている。



(出典：平成25年度移動支援についてのアンケート集計結果)

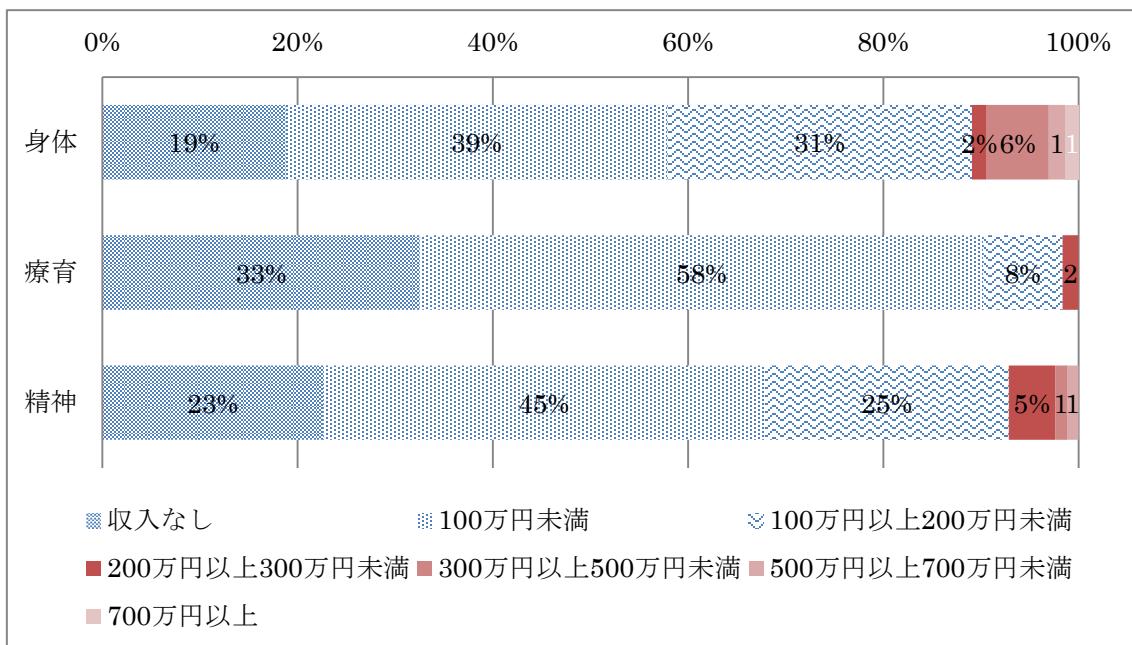
### (3) 障害者の収入（障害基礎年金を含む）状況 (n=1,042)

100万円未満が1番多く33%、続いて100万円以上200万円未満が23%となっている。収入なしは18%である。200万円以上が17%、300万円以上は6%、500万円以上は2%となっている。



身体障害者手帳所持者は100万円未満が6割弱となっている。療育手帳所持者は100万円未満が9割程度、精神保健福祉手帳所持者は7割弱となっている。

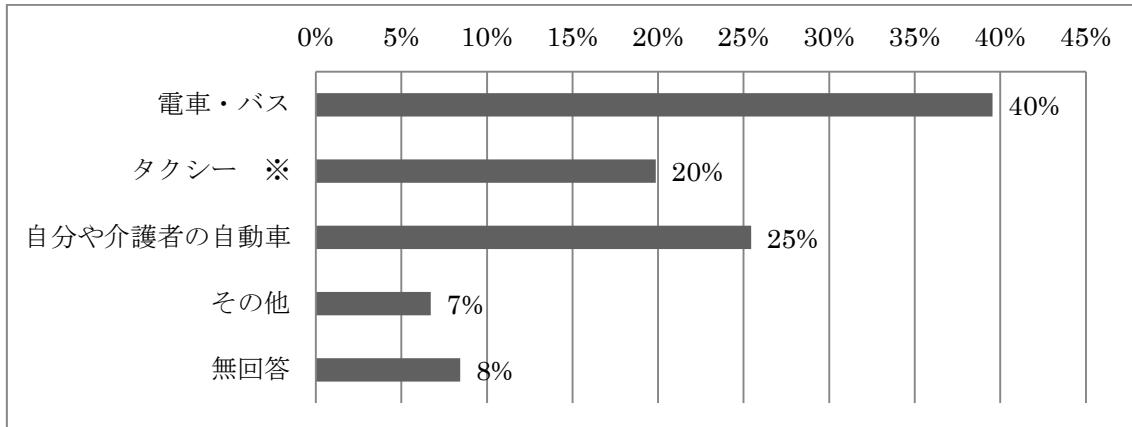
(無回答を除く)



(出典：平成25年度移動支援についてのアンケート集計結果)

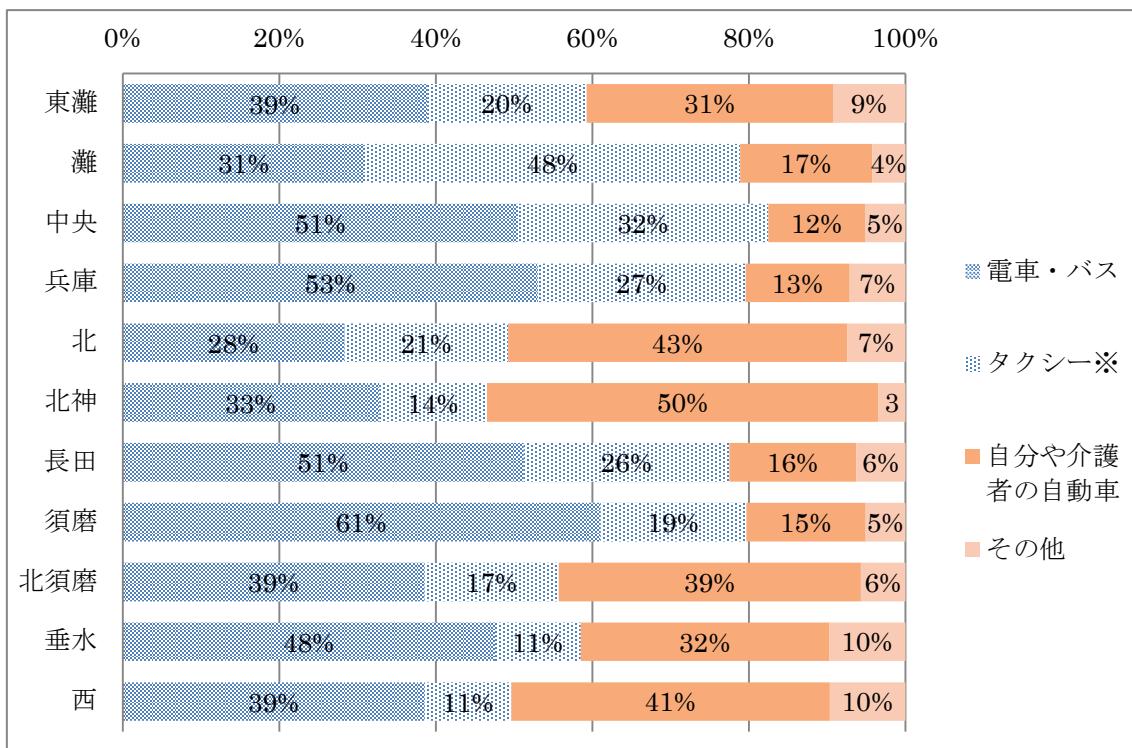
#### (4) 障害者の主要交通手段 (n=1,042)

よく使う交通手段は、電車・地下鉄・バスの公共交通機関 40%、タクシーが 20%、自家用自動車が 25%となっている。



北区で自動車を利用する割合が高く、中央・兵庫・長田・須磨（北須磨を除く）区などは電車・バスを利用する割合が高い。各区で交通事情の違いがあるが、電車・タクシー・自家用車を足せば各区とも 90%近くがいずれかの手段を利用していることになるので、それぞれが補完しあっていることが分かる。

(無回答を除く)



(出典：平成 25 年度移動支援についてのアンケート集計結果)

※福祉タクシー・介護タクシーを含む

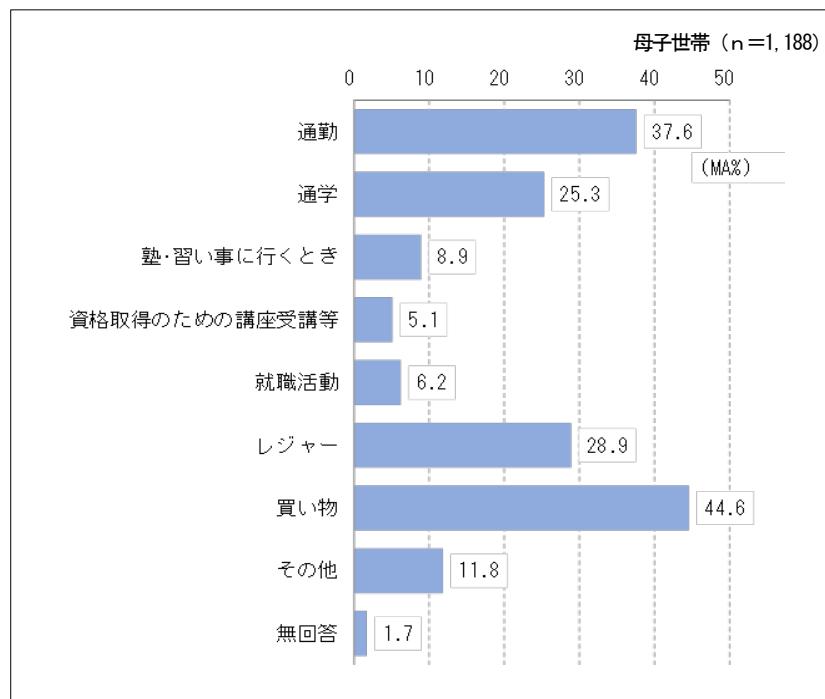
(5) 障害者の社会参加に向けた移動支援施策（資料4 20頁より再掲）

制 度	内 容	令和元年度 予算額（千円）
重度心身障害者 タクシー利用助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度心身障害の方の社会参加の促進のため、タクシー乗車料金の一部を助成</li> <li>・ 対象の方は、福祉乗車証、自動車燃料費助成とタクシー利用助成の中から、ご自身の社会参加の方法に応じて一つ選択</li> <li>・ 対象者は次の①～③を全て満たす人</li> <li>①神戸市内に在住の方</li> <li>②身体障害者手帳（視力、下肢、体幹、移動機能、内部のいずれかの障害名で1～2級）、療育手帳（重度の障害者A判定）または精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方</li> <li>③福祉乗車証、敬老優待乗車証および自動車燃料費助成の交付を受けていない方</li> <li>・ 1枚500円の利用券を年間最大72枚交付</li> </ul>	258,876
自動車燃料費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度心身障害の方の社会参加の促進のため、自動車燃料費の一部を助成</li> <li>・ 本人による利用のほか、そのご家族の送迎による場合も対象</li> <li>・ 対象の方は、福祉乗車証、タクシー利用助成と自動車燃料費助成の中から、ご自身の社会参加の方法に応じて一つ選択</li> <li>・ 対象者は重度心身障害者タクシー利用助成と同じ</li> <li>・ 年間最大12,000円の助成</li> </ul>	22,885

## ひとり親家庭の状況、ひとり親家庭支援施策

### (1) 福祉乗車証の利用目的

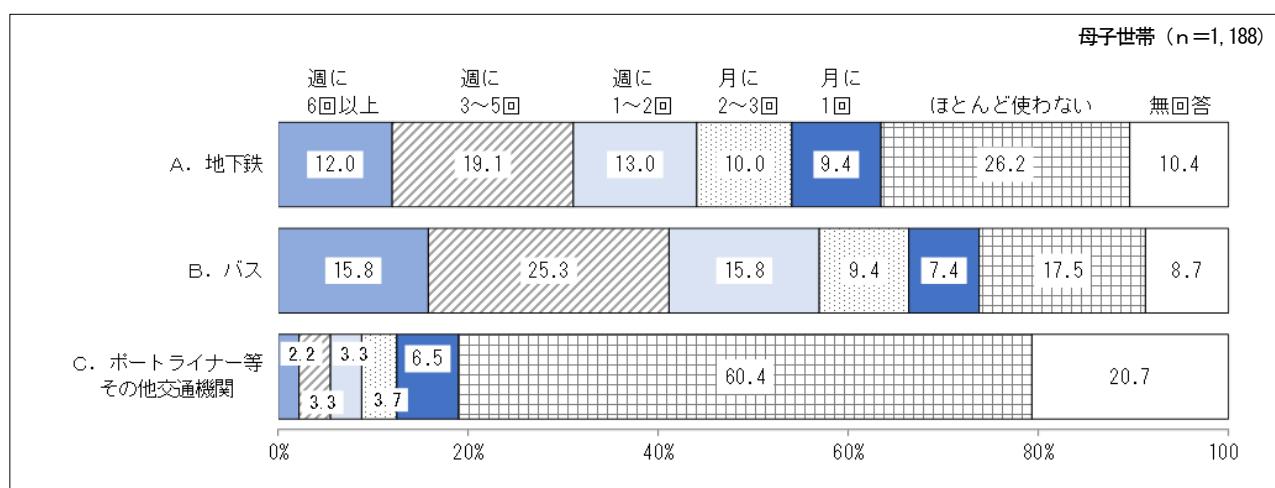
福祉乗車証の利用目的は、「買い物」が44.6%と最も高く、次いで「通勤」が37.6%、「レジャー」が28.9%、「通学」が25.3%となっている。



(出典：平成30年度ひとり親家庭等実態調査報告書)

### (2) 福祉乗車証の利用頻度

福祉乗車証の利用頻度は、週に1回以上利用の割合が『バス』で56.9%と最も高く、『地下鉄』で44.1%、『ポートライナー等その他交通機関』で8.8%となっている。



(出典：平成30年度ひとり親家庭等実態調査報告書)

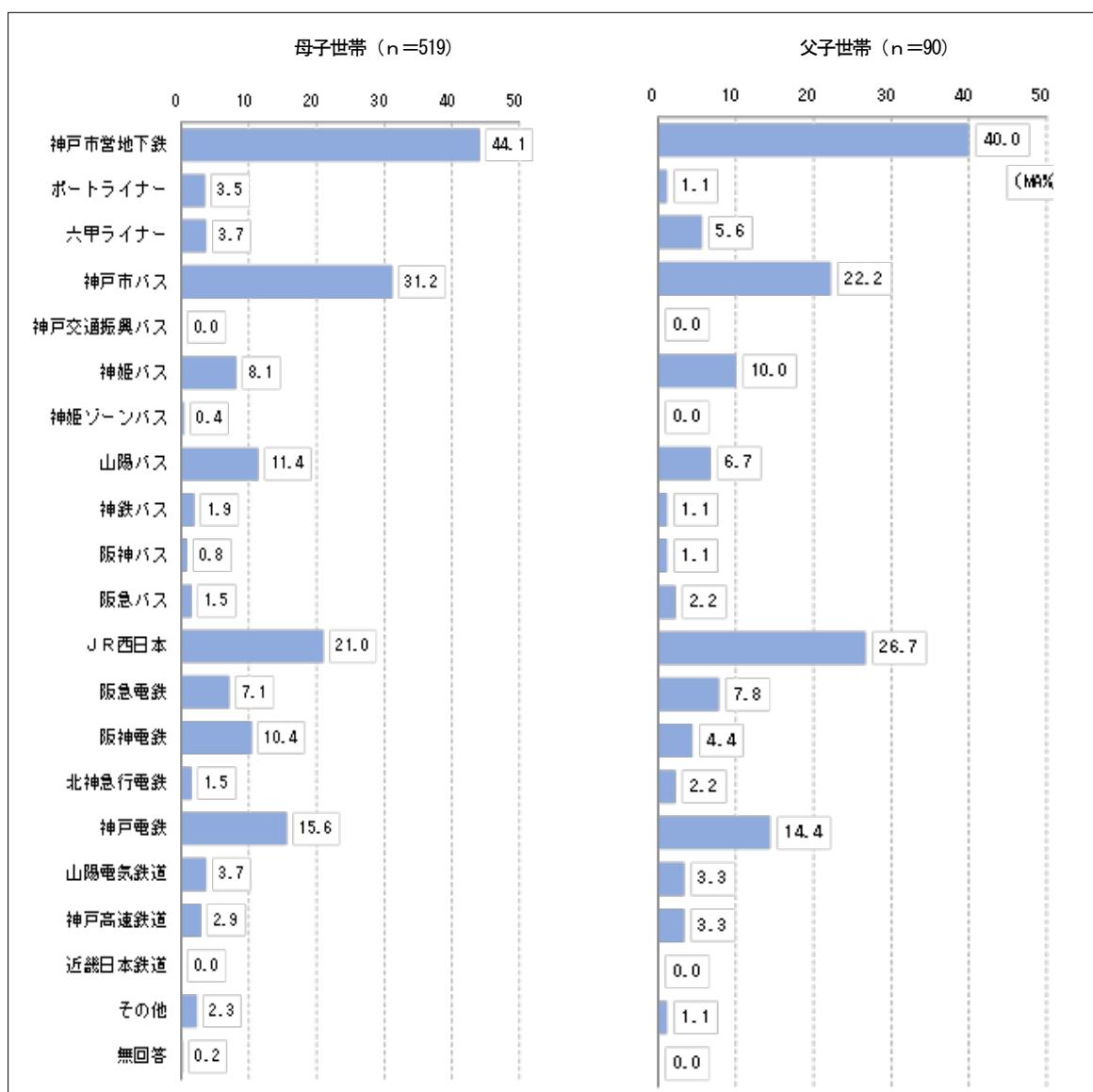
### (3) 子どもの通学時の公共交通機関の利用状況

#### ①通学時の福祉乗車証利用の有無

母子世帯において、高校等（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程）に公共交通機関を利用して通学する子どものうち、通学時に福祉乗車証を「利用している」割合は約半数（49.7%）となっている。

#### ②通学時利用の公共交通機関及び交通費（複数回答）

高校等通学時に利用している公共交通機関は、母子世帯・父子世帯ともに「神戸市営地下鉄」が最も高く、母子世帯で44.1%、父子世帯で40.0%となっている。これに続くのが、母子世帯では「神戸市バス」が31.2%、父子世帯では「JR西日本」が26.7%となっている。また、交通費の月額平均は、母子世帯は7,255円、父子世帯は9,718円となっている。

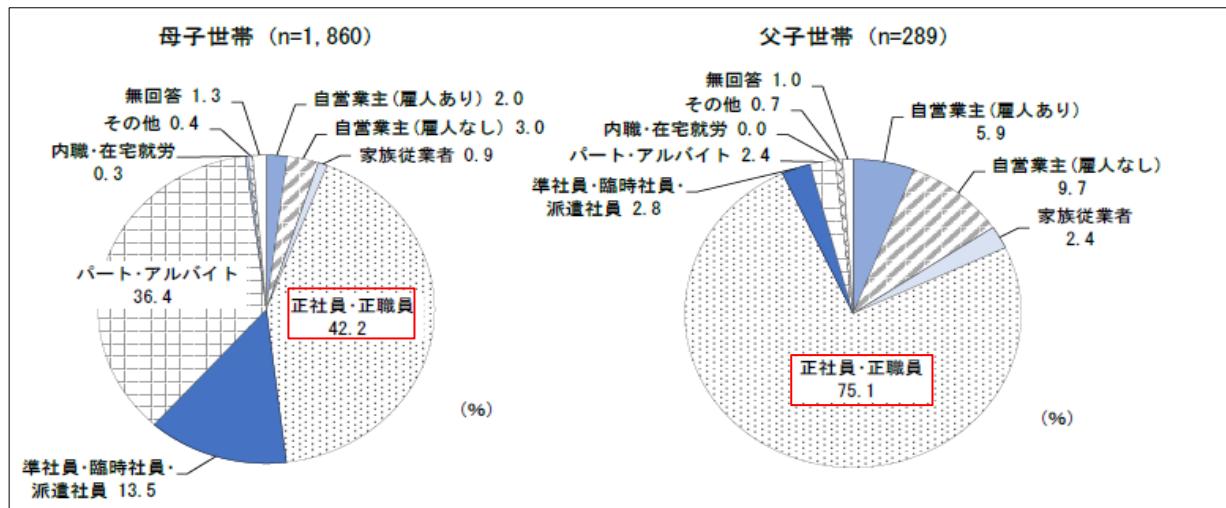


（出典：平成30年度ひとり親家庭等実態調査報告書）

※親の公共交通機関の利用状況については、把握していない。

#### (4) 就労の状況

ひとり親家庭は、約9割（母子世帯88.4%、父子世帯93.2%）が就業しており、就業率は高いにも関わらず、正社員・正職員の割合は、母子世帯では約4割(42.2%)に留まっており、父子世帯では約8割近く(75.1%)となっている。

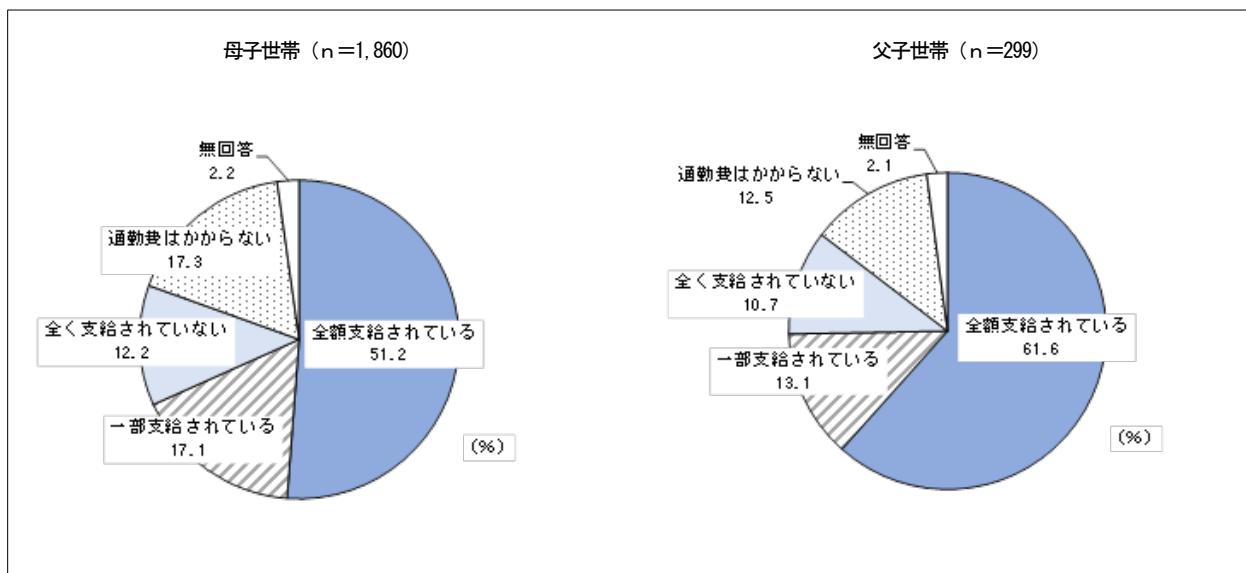


(出典：平成30年度ひとり親家庭等実態調査報告書)

#### (5) 通勤費の支給状況

通勤にかかる費用の支給状況は、「全額支給されている」は、母子世帯で51.2%、父子世帯で61.6%となっている。一方、「全く支給されていない」はいずれも1割台となっている。

また、一部支給の場合の平均額をみると、母子世帯は7,545円、父子世帯は11,454円となっている。



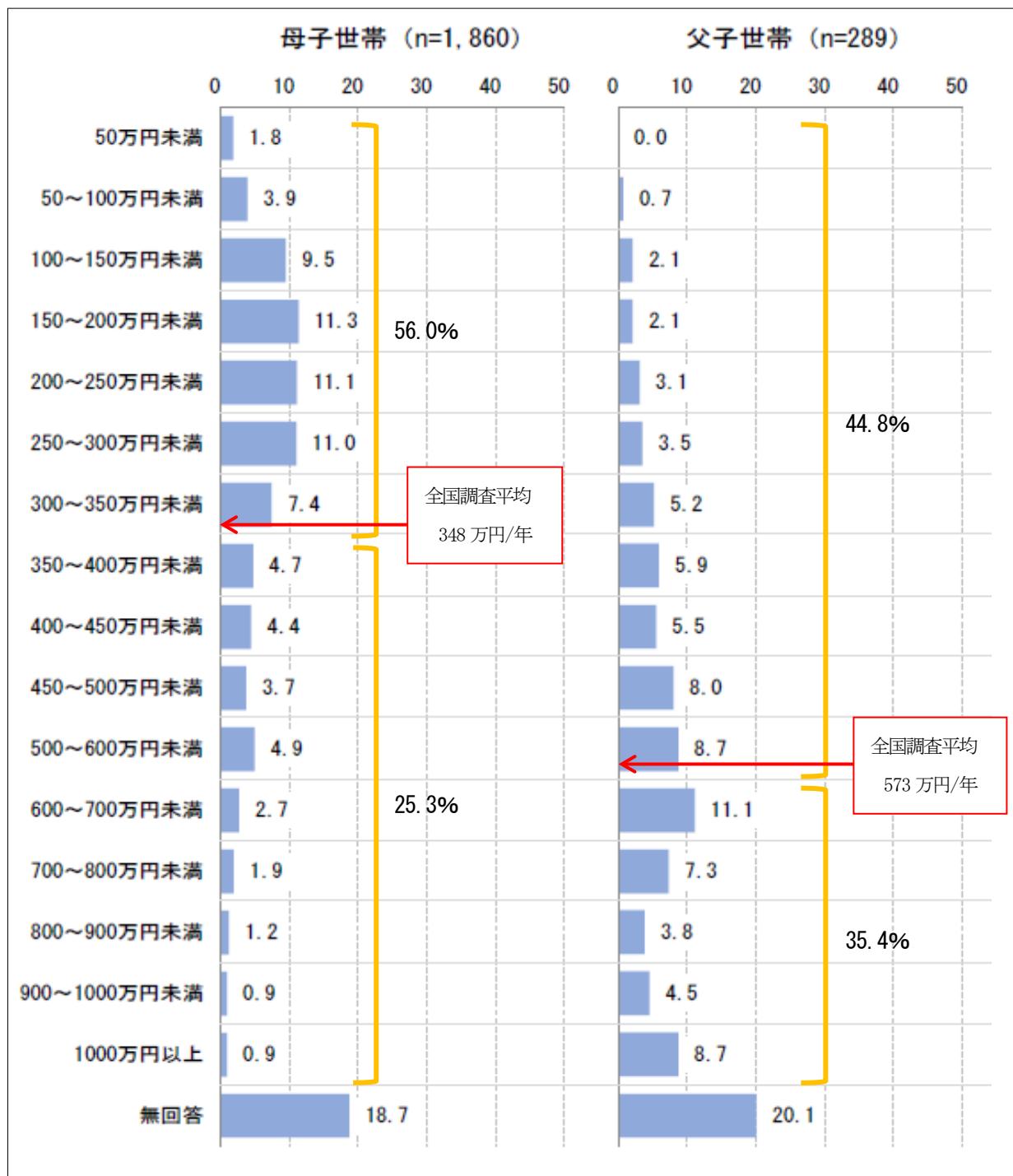
(出典：平成30年度ひとり親家庭等実態調査報告書)

## (6) 収入の状況

### ①世帯収入

全国調査によると母子世帯の平均年間収入は348万円となっているが、本市の母子世帯の年間世帯収入は、350万円未満が全体の56.0%、350万円以上が25.3%となっている。

一方、全国調査による父子世帯の平均年間収入は573万円となっているが、本市の父子世帯の年間世帯収入は、600万円未満が全体の44.8%、600万円以上が35.4%となっている。

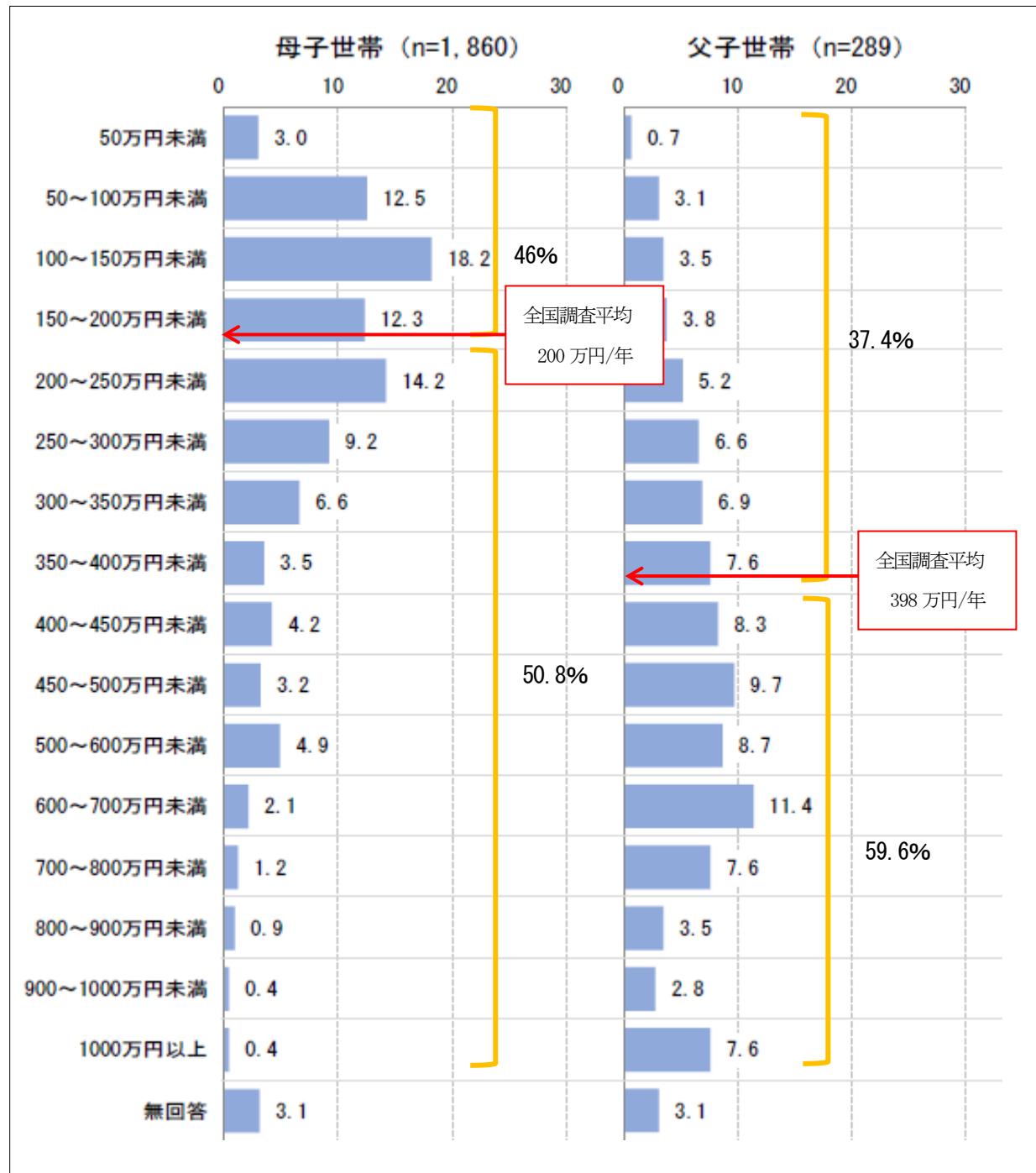


(出典：平成30年度ひとり親家庭等実態調査報告書)

## ②就労収入

全国調査によると、母子世帯の母の年間平均就労収入は200万円となっているが、本市の母子世帯の年間就労収入は、200万円未満が全体の46%、200万円以上が50.8%となっている。

一方、全国調査による父子世帯の年間平均就労収入は398万円となっているが、本市の父子世帯の父の年間就労収入は、400万円未満が全体の37.4%、400万円以上が59.6%となっている。



(出典：平成30年度ひとり親家庭等実態調査報告書)

(7)ひとり親家庭支援施策一覧

制 度	内 容	令和元年度 予算額(千円)	母子 家庭	父子 家庭	所得 制限
児童扶養手当	・父母(母)と生計をともにできない18歳未満の児童を養育している母(父)等に支給	7,372,183	○	○	○
ひとり親家庭等医療費助成	・健康保険の自己負担分を助成	499,529	○	○	○
母子父子寡婦福祉資金貸付	・修学・就学支度・住宅・転居等12種類の貸付	217,421	○	○	—
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	・教育訓練講座の受講に要した経費の6割相当額を受講修了後に支給	28,856	○	○	○
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	・特定の資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合、訓練促進費を支給	135,708	○	○	○
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	・高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、入学準備金と就職準備金を貸付 ・一定の条件を満たせば、返還免除	50,054 (※2)	○	○	○
ひとり親家庭高卒程度認定試験合格支援事業	・高卒程度認定試験合格のための講座受講費用の一部を助成	1,500	○	○	○
ひとり親家庭支援センターで実施する事業 (※1)	・就業相談、就職に有利な資格取得講座の開催、就職情報提供等一貫した就業支援サービスや、ひとり親家庭の法律相談等を実施	14,430	○	○	—
子育てリフレッシュステイ事業の利用料減免	・病気等で困っているとき、リフレッシュしたいとき等に、施設にて子どもを預かる ・ひとり親家庭は利用料の減免あり	24,854	○	○	—
ひとり親世帯家賃補助制度	・住宅要件を満たす民間賃貸住宅に転居するひとり親世帯に対し、家賃補助、家賃債務保証料補助を実施	34,997	○	○	○
市営住宅優先入居	・抽選倍率の優遇措置 ・母子・父子世帯向け市営住宅の募集	—	○	○	○
JR通勤定期券の特別割引	・JR通勤定期乗車券が3割引で購入できる ・児童扶養手当受給世帯の世帯員が対象	—	○	○	○
税の軽減措置	・所得税、住民税の軽減措置として、寡婦(寡夫)控除あり	—	○	○	/
寡婦(夫)のみなし適用	・未婚のひとり親に対して、利用料等の算定にあたり、寡婦(夫)控除をみなし適用する	—	○	○	/

(※2) 委託費3年分

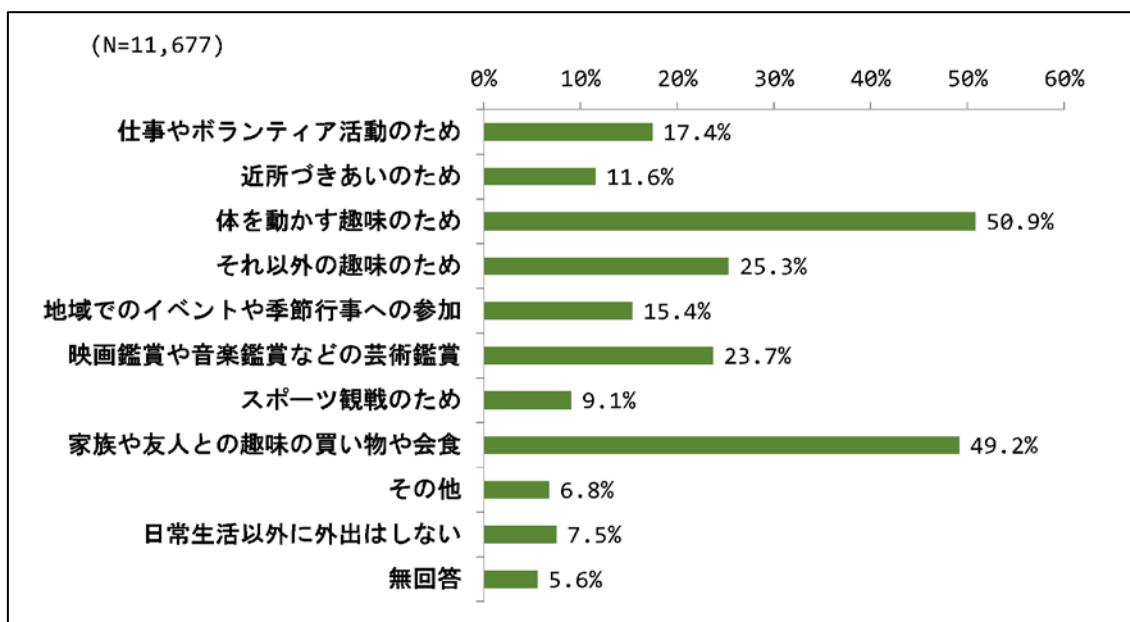
(※1) ひとり親家庭支援センターで実施する事業の詳細

制 度	内 容	令和元年度 予算額(千円)
就業相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアアドバイザーが就業相談に対応(予約制・1回45分)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)ひとり親家庭支援センターでの相談               <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数:月4回</li> <li>第1土曜 10時～15時</li> <li>第4・5木曜 10時～16時</li> <li>第5金曜 13時～19時</li> </ul> </li> <li>(2)各区巡回相談               <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数:月8回</li> <li>巡回先:東灘区、灘区、中央区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区</li> </ul> </li> <li>(3)ハローワークこうべでの相談               <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数:月1回</li> <li>第3木曜 10時～16時</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・初心者向けマンツーマンパソコン講座(予約制・1回45分)</li> </ul>	4,559
就職に有利な資格取得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職に結びつきやすい資格取得講座を託児つきで実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数:年2回(1回4講座)</li> <li>講座内容:医療・介護・調剤事務、パソコン講座 など</li> </ul> </li> </ul>	5,571
養育費確保のための法律相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士による離婚前も含めた養育費等に関する法律相談の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数:週1回</li> <li>毎月第1・3金曜 13時～16時</li> <li>毎月第2・4火曜 16時～19時</li> </ul> </li> </ul>	1,629
ひとり親家庭等日常生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的に日常生活を営むのに支障が生じた場合、家事援助や保育サービスを実施</li> </ul>	960
ひとり親家庭生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の生活向上のための講座を開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>FP等の専門家を活用した家計相談</li> <li>離婚をめぐる諸問題についての講座</li> <li>就職活動に役立つマナー講座 など</li> </ul> </li> </ul>	822
ひとり親家庭のふれあい事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の親子を対象にふれあい行事を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>ハイキング、クリスマスケーキ作り など</li> </ul> </li> </ul>	889

## 高齢者の状況、高齢者向け施策

### (1) 外出の主な目的

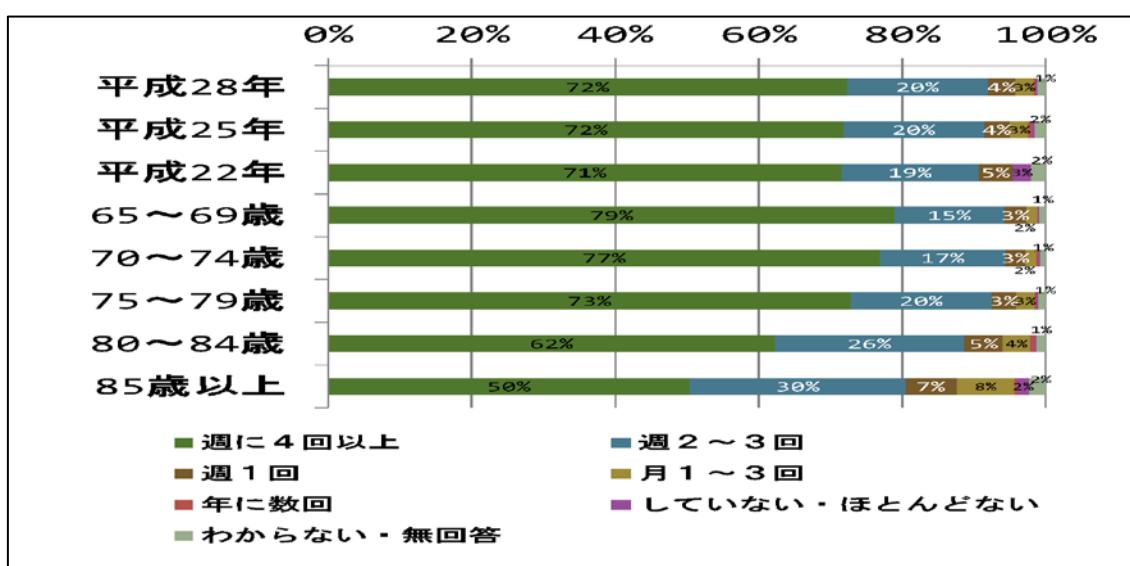
日常生活（買い物、通院など）を除く外出目的をたずねたところ、「体を動かす趣味のため」50.9%、「家族や友人との趣味の買い物や会食」49.2%、「体を動かす以外の趣味のため」25.3%、「映画鑑賞や音楽鑑賞などの芸術鑑賞」23.7%の順に多くなっている。



（出典：平成 28 年 第 7 期神戸市介護保険事業計画策定に向けての実態調査結果）

### (2) 外出の頻度

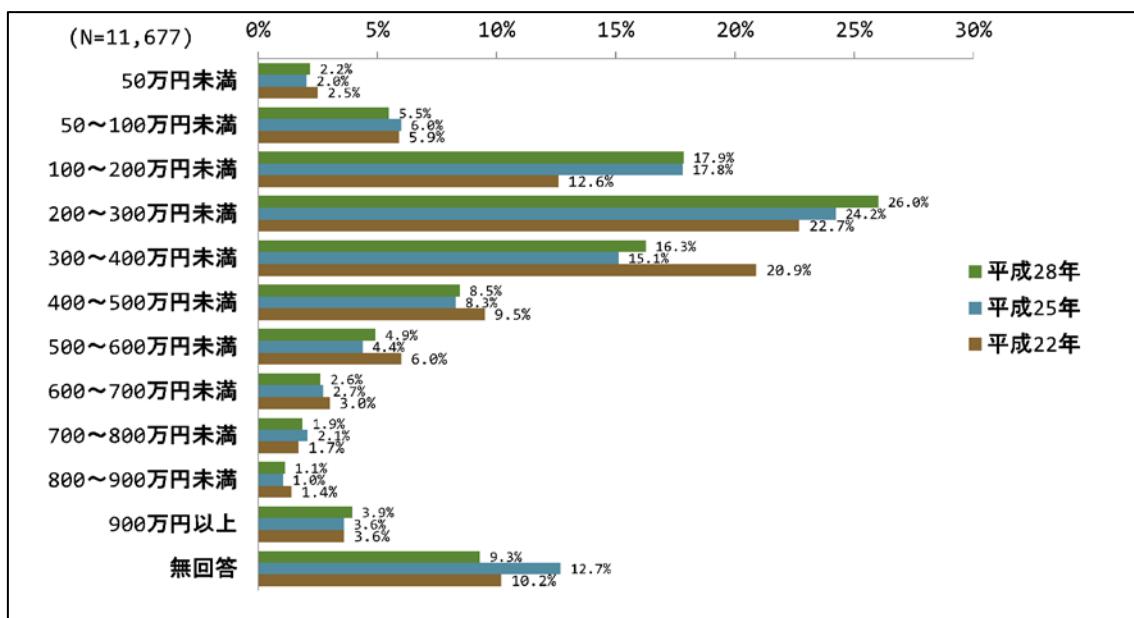
「週 4 回以上」外出する方は 79 歳までは 7 割を超えていたが、80~84 歳では約 6 割、85 歳では約 5 割となっている。



（出典：平成 28 年 第 7 期神戸市介護保険事業計画策定に向けての実態調査結果）

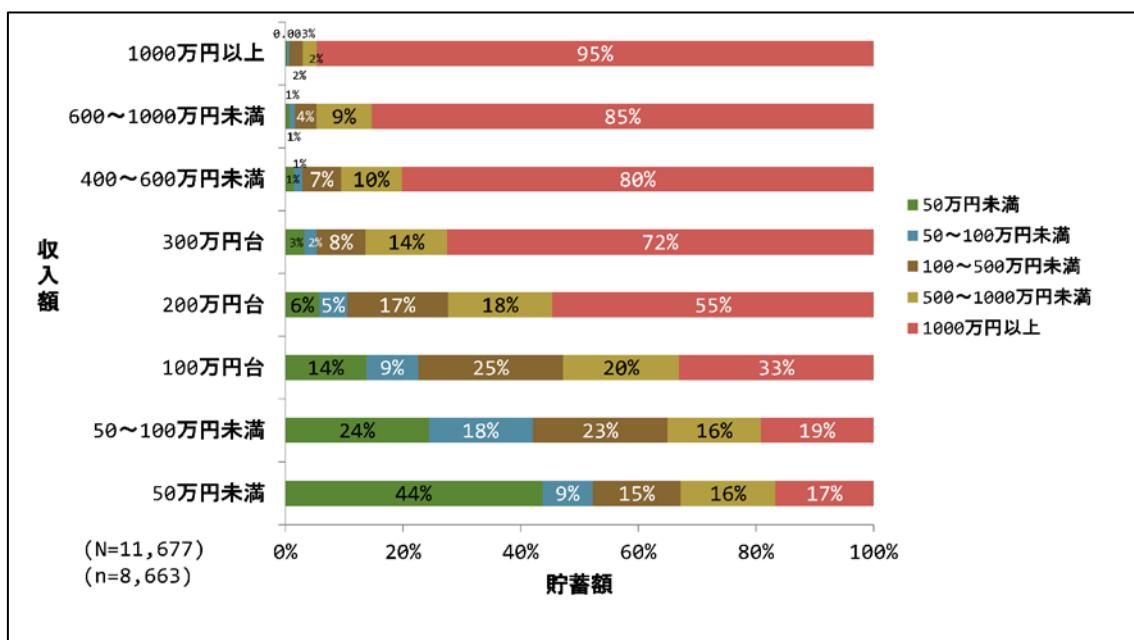
### (3) 世帯の収入

世帯収入は、「200～300万円未満」の世帯が26.0%と最も多く、次いで「100～200万円未満」17.9%、「300～400万円未満」16.3%が多くなっている。



(出典：平成28年 第7期神戸市介護保険事業計画策定に向けての実態調査結果)

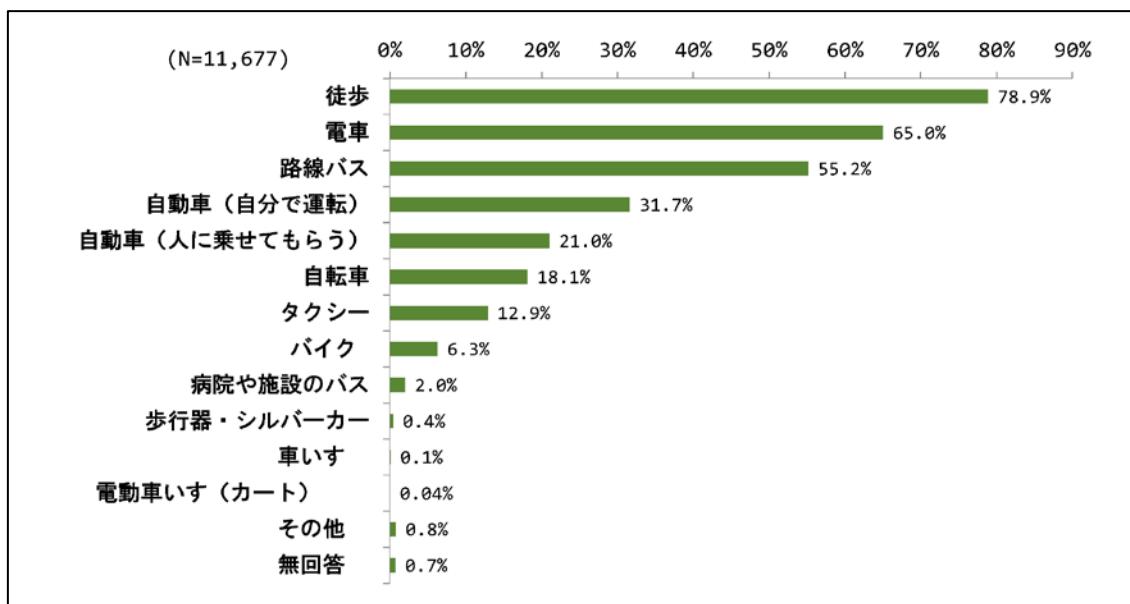
収入額と貯蓄額の関係では、貯蓄額1,000万円以上の世帯の割合は、世帯収入100万円未満では19%、200万円以上では半数以上となっている。



(出典：平成28年 第7期神戸市介護保険事業計画策定に向けての実態調査結果)

#### (4) 外出時の交通手段

外出時の交通手段は、「徒歩」78.9%、「電車」65.0%、「路線バス」55.2%の順に多くなっており、公共交通機関の利用が多い。



(出典：平成 28 年 第 7 期神戸市介護保険事業計画策定に向けての実態調査結果)

#### (5) 社会参加を目的とした主な高齢福祉施策

##### ○フレイル対策を含めた介護予防の推進

制度	内容	令和元年度 予算額(千円)
地域支援事業 地域拠点型一般介護 予防事業	高齢者の介護予防や閉じこもり防止を目的に、参加者同士の日ごろからの地域での見守りや支え合い活動、地域交流などを推進するため、小学校区ごとの設置を目指す	291,599
地域支援事業 居場所づくり型一般 介護予防事業	高齢者の閉じこもり防止、活躍・生きがいづくりの場となるような取り組みに対して補助を行い、身近な地域のつどいの場を支援	4,500
地域支援事業 地域でのつどいの場 づくり	つどいの場づくりを推進していくとともに、介護予防カフェの設置や認知症カフェなどの住民主体のつどいの場づくりを支援	3,455

○健康づくり対策

制 度	内 容	令和元年度 予算額(千円)
フレイル予防による健康寿命の延伸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フレイルの早期発見・生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、特定健診会場や薬局において、65歳及び前年度にフレイルチェックを受けた 66 歳の国民健康保険加入者を対象に実施</li> <li>・高齢者の社会参加を促進するため、元気高齢者のボランティア活動に対してインセンティブを付与するしくみを検討</li> </ul>	43,000

○生涯現役社会づくり

制 度	内 容	令和元年度 予算額(千円)
老人クラブへの支援	高齢者相互の親睦を深め、健康増進、教養の向上や見守り、助け合い、奉仕活動等を行う老人クラブを育成し、その運営・活動を助成	108,980
シルバーカレッジ	高齢者の豊富な経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会に還元することを目指した学習・実践活動の場を設置	159,330
シルバーパワーによる地域の担い手づくり	地域の高齢者が地域の高齢者等を支えるモデル事業として、認知症の方等の金銭管理ニーズへの対応の充実をはかるとともに、シルバーパワーによる地域の担い手づくりを進める	195,583

## 敬老無料乗車券について

### ○制度導入の経緯

- ・ 敬老バスについて平成 19 年 12 月に、利用頻度の差による負担の不公平感が出ないように、利用者が乗車時に一定額を自己負担する方式を導入することを示す。その際、低所得者へ一定の範囲内で無料で乗車できる仕組みを検討。
- ・ 「世帯非課税かつ年収 120 万円以下の方に対し、150 回分無料乗車できる内容」と決定し、激変緩和的な意味も含めて制度を導入。150 回分の無料乗車ということで、バス均一区（1回 200 円（当時））を基準として、約 3 万円分の乗車券を対象者へ渡している。

### ○敬老無料乗車券の課題点

- ・ 敬老バスは 70 歳以上のすべての方を対象に、社会参加の促進と移動支援を目的に交付しているが、無料乗車券は経済的支援となっている。
- ・ 他都市（指定都市）での実施は神戸市を含む 3 市のみ。中でも対象者数は神戸市が突出している。
- ・ 敬老バスは IC 化されているが、無料乗車券は IC 化されておらず、利用実績がとれていない。  
⇒無料券の IC 化には多額の費用がかかる。
- ・ 毎年対象者を抽出し、引換券を送付。無料乗車券と引き換えを行うなど手続きが煩雑。
- ・ 不正利用を防ぐことがむずかしい。
- ・ 制度導入当初の見込みから利用者が大幅に増えている。

（参考）資料 4 12 頁（敬老無料乗車券 指定都市の状況）抜粋

	対象者	無料乗車 利用上限	無料券 交付者数
神戸市	非課税世帯かつ本人年収が 120 万円以下の方	30,000 円/年	59,113 人
京都市 (※)	生活保護・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	上限なし	7,008 人
熊本市	介護保険法施行令第 39 条第 1 項第 1 号に該当する方（同号ハに該当する方を除く）	5,000 円/年	957 人

※京都市は所得に応じて負担金を設定しており、生活保護・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方は負担金なしで交付している。

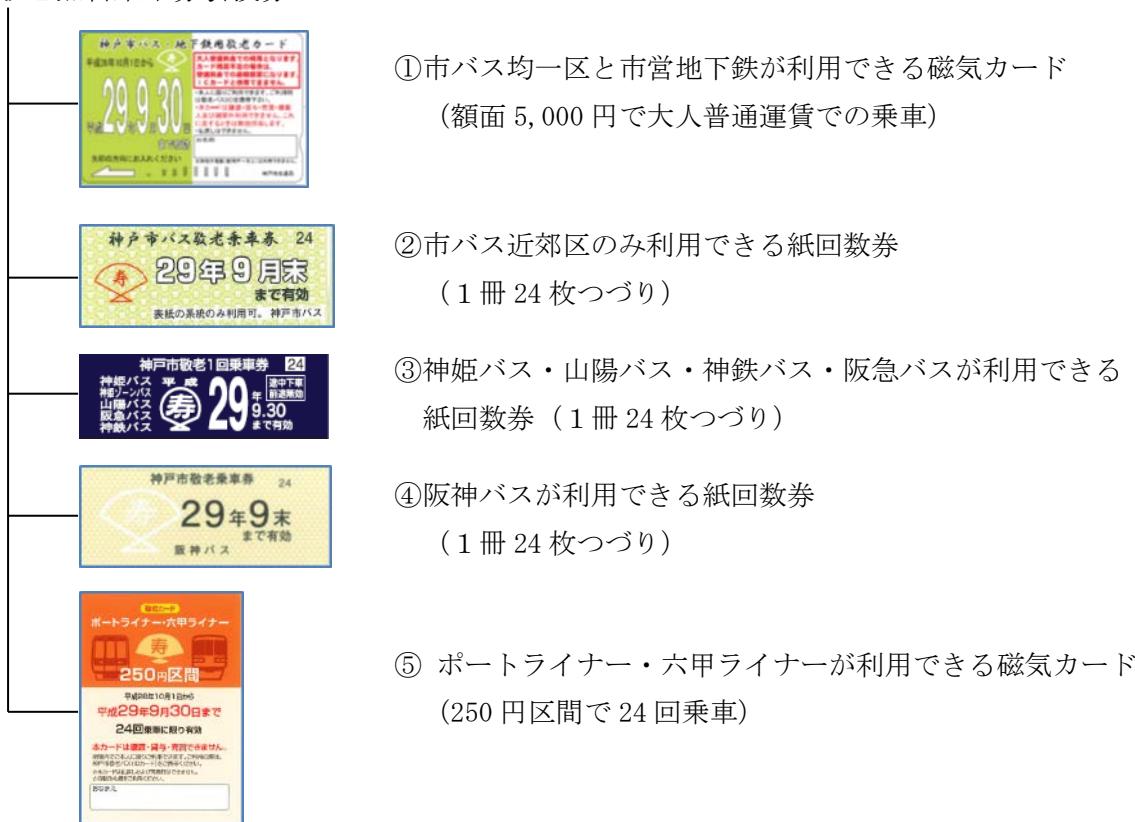
※広島市、福岡市は敬老バスそのものに所得制限、利用上限を設けている。

## ○敬老無料乗車券について

9月上旬に対象者に引換券（5,000円分×6枚）を送付。

引換券1枚につき、下記のいずれかの交通機関の無料乗車券1枚または1冊と引き換え。

<敬老無料乗車券引換券>



## ○不正利用の状況

不正がどのくらい行われているかについては正確に把握できない。（実際に不正を見つけた交通事業者からの連絡や、市民からの通報等で知るのみ）

## ○主な不正利用例

- 複製品の使用
- 他人へ譲渡
- 売買（ネットオークションへの出品）

## ○敬老無料乗車券の利用実態について（推計）

以下のとおり、使用枚数調査を実施。

- ① 年4回（10月、1月、4月、6月）の使用数定点調査を実施。
- ② 平成31年2月18日～平成31年3月3日の2週間において、実際の使用数量を調査。
- ③ 令和元年7月20日～令和元年10月18日の3ヶ月において、実際の使用数量を調査。（現在調査中だが7月20日～8月2日までの分は集計済み）

推計方法は、

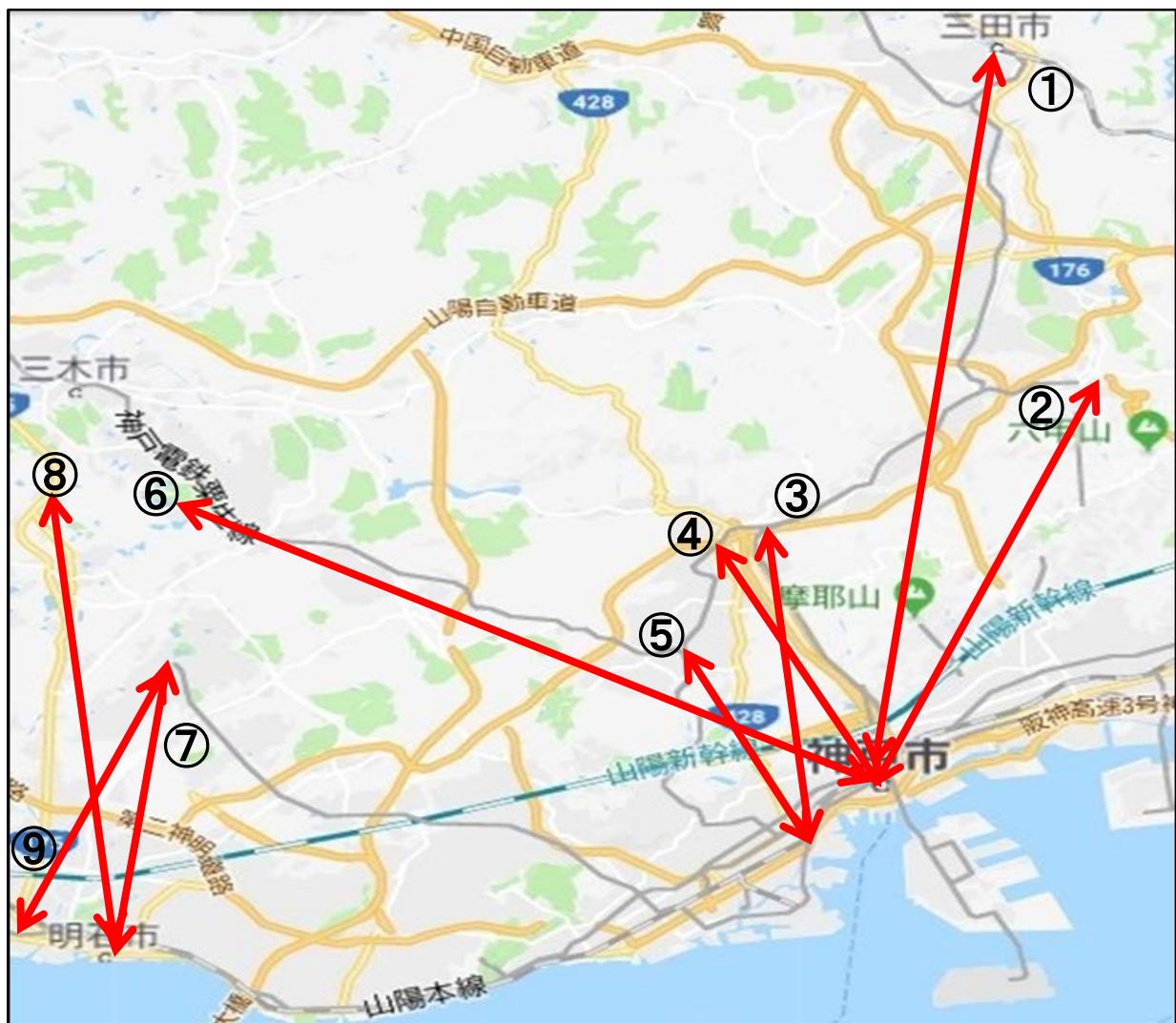
- ・ 上記②で調査した使用枚数、及び上記③の使用枚数を基準とし、各月の使用枚数を比率で計算する。
- ・ 比率については、①で実施している無料乗車券の使用数定点調査の数字を用いる。  
(使用数定点調査は、平成30年度・平成29年度・平成28年度の3ヵ年平均を使用)

## ○敬老無料乗車券利用実績（推計）について

- ・ 引き換え枚数に対しての使用率：約71%

## バス近郊区の通常料金と敬老バス優待料金について

### ○バス近郊区の通常料金と敬老バス優待料金の例



	区間	バス会社	大人 正規料金	敬老バス 優待料金
①	三宮～三田	神姫バス	700 円	110 円
②	三宮～有馬温泉	神姫バス・阪急バス	700 円	110 円
③	神戸駅～しあわせの村～谷上	阪急バス	670 円	110 円
④	三宮～箕谷～神戸北町	市バス	490 円	110 円
⑤	神戸駅～鈴蘭台	阪急バス	440 円	110 円
⑥	三宮～緑が丘	神姫バス	650 円	110 円
⑦	明石～平野小～西神中央駅	神姫バス	450 円	110 円
⑧	明石～小束野	神姫バス	670 円	110 円
⑨	大久保駅～上岩岡～西神中央駅	神姫バス	650 円	110 円